

法学未修者教育についての意見

平成24年12月25日

法曹養成制度検討会議委員 和田吉弘

前回（第5回）の会議のテーマであった法学未修者教育について、補足的に意見を述べさせていただきたいと思う。

1 現状について

一般に、適切な教育のことは表に出やすいのに対して、不適切な教育のことは表に出にくいものである。ただ、私のところには、法学未修者教育の不適切さについて、以前お伝えした話以外にもいろいろな話が伝わってきている。とくに、それぞれの科目の全範囲にわたって授業をすることが期待されているのにその一部しか扱わない、という不満が学生の間が多い。これは、前回丸島委員からお話のあった法学部と同様のことであるが、法科大学院制度創設の際、法学部から法科大学院へ移籍した多くの教員に、きちんと法曹養成をするという抜本的な意識改革が残念ながらなかったためである、と思われる。

具体的な例をさらに挙げさせていただければ、多少法律の内容の話になって恐縮ではあるが、例えば、憲法のある教員は、憲法の30時間の講義の中で、国会についての講義は1時間のみで、また憲法の分野できわめて重要な違憲審査基準も教えなかった、という。また、民法のある教員は、民法総則の講義で、その時間の多くをテーマの一つにすぎない錯誤に使い、期末試験でも繰り返し錯誤から出題していた、というし、民事訴訟法のある教員は、これも民事訴訟法の分野できわめて重要な多数当事者訴訟の制度を全く取り上げなかった、という。もし正しい実態調査をすることができるとすれば、これらと同様の数多くの例が横行していることが明らかになるであろう。

そもそも、初学者に分かりやすく教えることなど全くできないという教員や、自分の狭い専門以外のところになると、学生に教える基本的な知識も不正確で勉強の進んだ学生から間違いを指摘されることもある、という教員も珍しくはないようで、これらについても学生の不満が大きい。いずれも司法試験に合格

していない学者教員の話である。

もちろん適切な授業をしている学者教員も一部にいることは確かであるが、上の話には名の通った大学での話もあり、平均的な学生の本音の声に耳を傾ければ、上のような話が決してごく一部の大学のみのことというわけではないことが分かると思う。他方で、実務家であれば当然にいい教育ができるわけではないことも確かであるが、それは、運転免許が教習所のいい指導員になるための必要条件ではあっても十分条件ではないのと同様のことである。

なお、上のような実態が、授業評価アンケート、認証評価その他でチェックされたり是正されたりしていないというのも、制度として重大な問題であると思う。

2 中教審のワーキンググループの2つの案について

中教審のワーキンググループが考えているような共通到達度確認試験を導入した場合には、教員も学生がその試験でよい点を取れるような授業を行わざるを得ないようになるであろうし、その限りで試験対策も行われるようになるであろうから、私としてはその案に賛成したいと思う。もし本当にうまく運用できるのであれば、上のような話も解消されることが期待できるであろう。

ただ、私は、教員にそのような確認試験の導入に耐えられだけの教育力があるかということ、一部の法科大学院を除き、多くの法科大学院では難しいように思う。自分自身がそのような確認試験に十分答えられないという教員も相当程度いると思う。なお、そのような確認試験の試験対策となる授業は歓迎されながら、司法試験の試験対策となる授業は禁止されるという矛盾も、改めて浮き彫りになるであろう。

1年次は憲法・民法・刑法などの基本的な法律科目をより重点的に教育するという案についても、基本的に賛成であり、なぜ法科大学院制度が創設された初めの段階からそのように考えられなかったのか不思議にさえ思う。ちなみに、ある法科大学院では、かつて、未修者コースの1年次の前期に行政法を配置していたが、民法や民事訴訟法を学習する前に行政法を学習させるというのはあまりにも無茶な話で、その法科大学院は、法律の学習にも合理的な積み重ね方

があるということを全く理解していない、と思った次第である。

ただ、1年次は憲法・民法・刑法などを教育するという案でも、2年次3年次のカリキュラムは、そこでの科目を大幅に減らさない限り相当な過密になるわけで、3年間で純粋未修の学生について司法試験の問題に答えられるだけの力を付けさせることができるかという点、やはり困難であるように思う。

3 抜本的な改革の提案について

私は、中教審のワーキンググループによるこれらの2つの案について反対するつもりはないが、いずれにしても、未修者コースの教育を抜本的に改善することを考えるべきであると思う。

法科大学院についての抜本的な改革の一つとして、未修者コースを廃止して既修者コースのみとする点も考えられると思う。そうすれば、法科大学院の入試として法律科目の試験をすることができ、法律に向いていない人は、そのような早期の時点で他の道に進むことができることにもなる。

もう一つは、反対に、全部を未修者コースとするもので、具体的には、法科大学院を学部段階に下ろすというものも考えられるように思う。その場合には、法学部と別に法曹養成学部というようなものを作るか、法学部の中に法曹養成学科というようなものを作るかということが考えられるが、いずれにしても4年制では足りず、少なくとも5年制にはする必要があるだろう。大学に進学しようとする人にとっては、学部の卒業までの時間と費用は予定されているから、現在のように学部卒業後に時間と費用をさらにつけ加えないと法曹になれないという負担を減らすことができ、多くの人に法曹を志望してもらえるようになるのではないかと思う。ただ、全員未修者コースとなると、教員の教育力がまさに問われることになるから、基本科目の合理的な積み上げによるカリキュラムの作成と法曹を養成する人の養成について、改めて根本から考える必要があることになると思う。

以上